令和3年度 第1回 定期監査結果報告書

市民部

(市民課、保険年金課、課税課、収納課)

武蔵村山市監査委員

令和3年度第1回定期監查結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項 の規定による監査

2 監査の対象

市民部(市民課、保険年金課、課税課、収納課)

3 監査の範囲

令和3年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和3年9月22日(水)から令和3年12月9日(木)まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

 乃
 一
 祐
 太

 宮
 崎
 正
 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則等に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむ ね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(7) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課への要望等

(1) 市民課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、来 庁者の立場に立った利用しやすい窓口を目指し、より一層のサービス向上に 努めていただきたい。

(2) 保険年金課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、税 の公平性や医療費の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に努めて いただきたい。

(3) 課税課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、公 平で適正な課税の確保に努めていただきたい。

(4) 収納課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、納付方法の多様化や納税に対する市民意識の向上に努めていただきたい。